

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.9.5



ベイリー・ギフォード世界成長企業戦略／ SMT.LN外国投資証券ファンド

追加型投信／内外／株式

ファンドは、特化型運用を行います。

〈愛称:クロスオーバー・グロース〉

ファンドの主要投資対象は市況動向等により流動性が大きく低下する恐れがあります。
そのような状況下で換金申込みが集中すること等により、換金性に欠ける場合があります。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(外国投資証券(株式 一般))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「ベイリー・ギフォード世界成長企業戦略／SMT.LN外国投資証券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月4日に関東財務局長に提出しており、2025年9月5日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産額:45兆7,701億円

(2025年6月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。



MUFG 三菱UFJアセットマネジメント



100年以上にわたり潜在的な成長機会を 発掘してきた運用戦略をあなたに

長期的な目線で資産運用を行うにあたり、それに耐え得る戦略へのニーズが高まっています。このようなニーズにお応えするには、長期に亘る強い潜在的な成長を享受できるような投資機会を提供することが必要だと考えており、これに適った長い運用実績を有する投資戦略をご提供したいという想いから、この投資信託を誕生させました。

この投資信託が投資対象とするのは、1909年の設立以降100年以上の運用実績を有するスコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシーです。この投資法人の設立当初は、T型フォードが世界を変革するとの予想から、そのタイヤに使用されるゴムを生産するマレーシアやセイロン(現在のスリランカ)のゴム農園のモーゲージを投資対象としていました。その後の100年以上の歳月においても、成長が期待されると判断した様々な市場や企業を投資対象としてきました。現在では、未上場株式を含む世界各国の株式等を投資対象とし、潜在的な耐久性を有し将来の強い成長機会が期待される企業を発掘し、長期で保有するという運用を行っています。なお、設立当初の名残で“モーゲージ”という言葉が法人名称に残っていますが、投資対象が変更されても、時代の変化に応じて、潜在的な成長機会を発掘して投資するという運用は引き継がれています。

この投資信託の投資対象である投資法人の運用を担うのは、創業以来100年以上にわたって「長期で成長が期待される銘柄を辛抱強く保有する」という信念を持ち続けて運用を行っているベイリー・ギフォード社です。ベイリー・ギフォード社は、この投資法人の設立当初から運用を担っており、この伝統ある長期投資のアプローチを運用に活かしています。

今回ご提供する投資信託が、成長機会を追求する投資を行いたいと考える皆さまのお役に立てれば幸いです。

2021年8月

三菱UFJアセットマネジメント



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

英国籍の外国投資法人であるスコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシーが発行する上場外国投資証券の値動きをとらえることをめざします。

ファンドの特色

特色1

原則として、英国籍の外国投資法人であるスコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシーが発行する上場外国投資証券のみに投資を行い、当該外国投資証券の値動きをとらえることをめざします。

※実際の運用はベイリー・ギフォード世界成長企業戦略／SMT.LN外国投資証券マザーファンドを通じて行います。

- 当該外国投資証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

※大口の設定解約が発生した場合や、当該外国投資証券の流動性の低下等により売買取引のうち全部または一部が成立しない場合等には、当該外国投資証券の実質的な組入比率が大幅に低下することや100%を超えることにより、当該外国投資証券の値動きとカイ離することがあります。

※当該外国投資証券は英国の証券取引所に上場され、日々取引が行われています。

※当該外国投資証券を発行する外国投資法人であるスコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシーは、1909年に設立された英国籍のインベストメント・トラストです。当該外国投資法人の主要投資対象はモーゲージではありません。

- 外国投資法人における運用は、ベイリー・ギフォード&カンパニーが行います。

・ベイリー・ギフォード&カンパニーは1908年に創業の100年以上にわたる株式運用経験を有する、英国の独立系運用会社です。

- ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度*が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指標における一発行体あたりの構成比率を指します。

- ファンドは原則として、英国籍の外国投資法人であるスコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシーが発行する上場外国投資証券のみに投資を行いますので、当該外国投資法人の経営破綻や経営・財務状況の悪化、当該外国投資証券が上場廃止となる場合等には、大きな損失が発生することがあります。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：追加設定・解約などの確認

ファンドへの追加設定・解約、資金繰りなどを確認し、売買の必要性を検討します。

ステップ2：売買金額を決定

対象有価証券の売買金額を決定します。

ステップ3：売買執行

!
上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色2

外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の上場株式および未上場株式(DR(預託証書)を含みます。以下、株式等ということがあります。)に投資を行い、長期的なトータルリターンの最大化をめざします。

※これまでに当該外国投資証券において主要投資対象地域、および主要投資対象資産が変更されたことがあり、また将来変更となる場合があります。

■ DR(預託証書)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

外国投資法人における株式等への投資について

- 外国投資法人における銘柄選定にあたっては、個別企業に対する独自の調査に基づき、長期の視点で株価の値上がりが期待される日本を含む世界各国の企業(未上場企業を含みます。)の株式等に厳選して投資を行います。国や地域、産業、業種の組入比率に制約はありません。組み入れる銘柄数は概ね50銘柄から100銘柄程度を想定しています。また外国投資法人は債券や転換証券、当該外国投資法人以外のファンド、その他の資産にも投資を行うことができます。
- 外国投資法人は株式等への投資を通じて、5年間またはそれ以上の投資期間において、FTSEオール・ワールド・インデックス(英ポンド建て)を上回る収益の獲得をめざします。ただし同インデックスはパフォーマンス評価においての参考に留まり、ポートフォリオ構築において意識するものではありません。
- 外国投資法人が組み入れる銘柄の平均保有期間は5年以上となることをめざします。
- 外国投資法人は、長期的なメリットがあると判断した場合に資金借入を行い、当該借入れた資金を使って株式等に投資を行うことがあります。

【投資制限等】

- 組入対象国・地域、業種について制限を設けません。
- 外国投資法人の総資産に占める1銘柄の組入比率上限は、取得時において8%とします。
- 取引所等に上場されていない株式への投資は、取得時において外国投資法人の総資産の30%を超えないものとします。
- 効率的な運用のためデリバティブ取引を使用する場合があります。
- 当該外国投資法人以外の、英国における上場投資法人への投資は、合計して外国投資法人の総資産の15%を超えないものとします。
- 例外的な市場環境を除き、外国投資法人は、新たな資金借入れを行うことによって英國投資会社協会(AIC)のガイドラインに定める方法で計算された資金借入の額が外国投資法人の株主資本の30%を超えることとなる場合においては、資金借入れを行いません。

※上記は予告なく変更となる場合があります。

<ファンドが実質的に負う信用リスクについて>

- ファンドは当該外国投資法人を通じて実質的に世界各国の株式等に投資を行いますが、当該外国投資法人の総資産に占める組入比率が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄が存在します。その結果、ファンドにおいて特定銘柄への実質的な投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- 当該外国投資法人の総資産に占める組入比率が10%を超える銘柄およびファンドの総資産に占める当該外国投資法人の発行する上場外国投資証券の組み入れに関する最新の情報については、委託会社のホームページにおけるファンド詳細ページ(<https://www.am.mufg.jp/fund/254292.html>)にてご確認いただけます。



特色
3

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。



特色
4

年1回の決算時(6月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

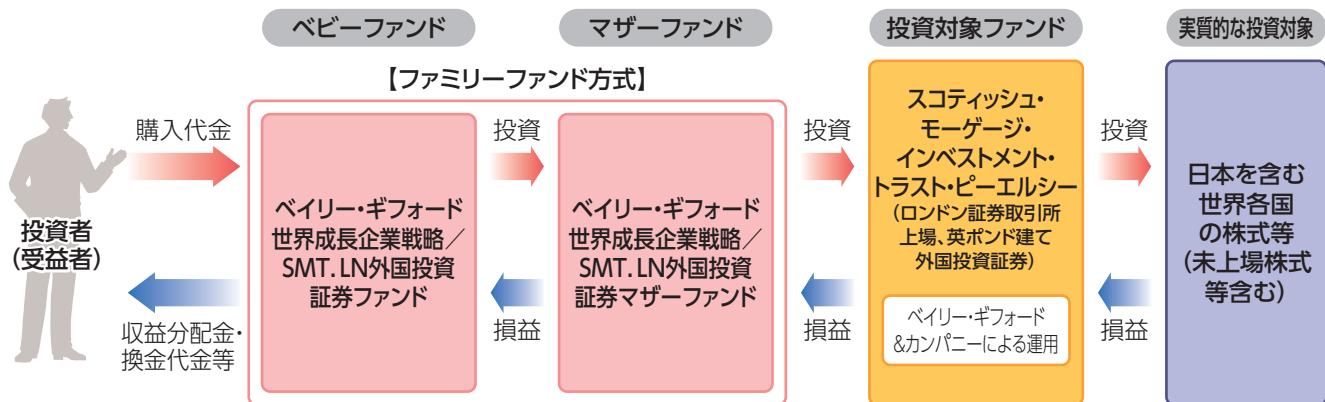
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

- ・ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、実質的に株式等へ投資を行いますので、その価格変動の影響を受けます。株式等の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。実質的な組入株式等の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

ファンドが組入れる外国投資証券は市場価格で評価されます。この市場価格は、外国投資法人の1口当たり純資産(NAV)を基本的には反映しますが、外国投資証券自体は証券取引所で取引が行われることから、市場における需給による影響を受け、NAVから乖離します。また、外国投資法人が行う外国投資証券の新規発行や買戻しが、当該外国投資証券の市場価格に影響を与える場合があります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、外国投資証券への投資を通じて実質的に組み入れた株式等の通貨(対円)による為替変動の影響を受けます。

信用リスク

ファンドは原則として外国投資証券に投資を行いますので、当該外国投資証券を発行する外国投資法人の経営・財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、当該外国投資証券の価格が下落すること、倒産等の場合にはその価値がなくなること等があります。

ファンドは外国投資証券を通じて株式等に実質的な投資を行います。株式等の発行企業の経営・財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式等の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等の場合には株式等の価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

ファンドが投資対象とする外国投資証券を売却あるいは取得しようとする際や、当該外国投資証券を発行する外国投資法人が株式等を売買しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となることや取引が行えない場合があり、ファンドはその影響を受けます。なお、ファンドが投資対象とする外国投資証券は、株式と比べ取引量が少なくなる場合があり、その際には流動性リスクが高くなることがあります。

カントリー・ リスク

ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

外国投資法人 における 資金借入に 係るリスク (株式買戻しにより 当該リスクが増大 するリスク含む)

ファンドが組み入れる外国投資法人は、資金の借入を行い株式等への投資を行うことがあります。借入による投資成果が借入にかかる費用等を賄えない場合は、損失が発生する場合があります。また、投資している当該外国投資法人の価格が下落した場合、借入資金が損失を拡大させる場合があります。その他、当該外国投資法人は発行する投資証券を買い戻すことができ、その際に資金借入にかかるリスクが増加する場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。



投資リスク

ファンドは、外国投資法人への投資を通じて未上場株式にも投資を行います。未上場株式は一般に上場株式等と比べて流動性が著しく劣るため、流動性リスクが大きくなる可能性があります。また、一般に上場企業に比べて、

- ・未上場企業の事業リスクが大きいこと
 - ・未上場企業に係る情報の取得が困難であること
 - ・未上場株式の公正価値評価が困難であり、また評価の更新が頻繁ではないこと
- 等を背景に、上場株式等への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用の各リスクが大きくなる可能性があります。

ファンドは、集中した投資となる場合には、集中した投資対象の影響を大きく受けるため価格変動・為替変動・信用・流動性・カントリーリスクの各リスクが大きくなることとなります。

■他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドは、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みを取消す場合があります。
- ・ファンドは、取引市場における流動性が十分でなく、購入・換金に伴う外国投資証券の買付または売却が行えず、ファンドにおける適切な外国投資証券の組入比率の維持が困難となった場合もしくは困難となることが見込まれる場合または換金代金を賄うための金銭の調達ができないもしくは困難となることが見込まれることがあります。この場合には、受益者間の公平性も考慮の上、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、既に受け付けた購入・換金のお申込みを取消すこと、または換金代金の支払いが遅延することがあります。また、流動性の低下により、市場実勢から期待できる価格で取引できることや、取引量が限られてしまうことがあります、基準価額へマイナスの影響を及ぼす可能性もあります。
- ・ファンドは、外国投資証券の値動きをとらえることをめざして運用を行いますが、円滑な資金管理を目的として現金を保有すること、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、売買約定価格と当該外国投資証券の評価価格の差が生じること等の要因により基準価額が外国投資証券の値動きと一致した推移となることを約束するものではありません。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

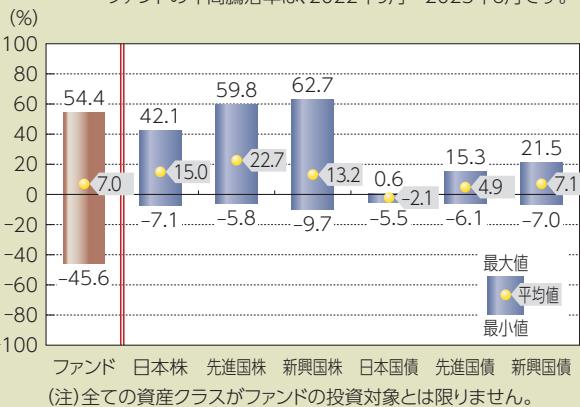
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2022年9月～2025年6月です。
基準価額(分配金再投資)は、2021年9月末～2025年6月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年7月末～2025年6月末)
ファンドの年間騰落率は、2022年9月～2025年6月です。



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

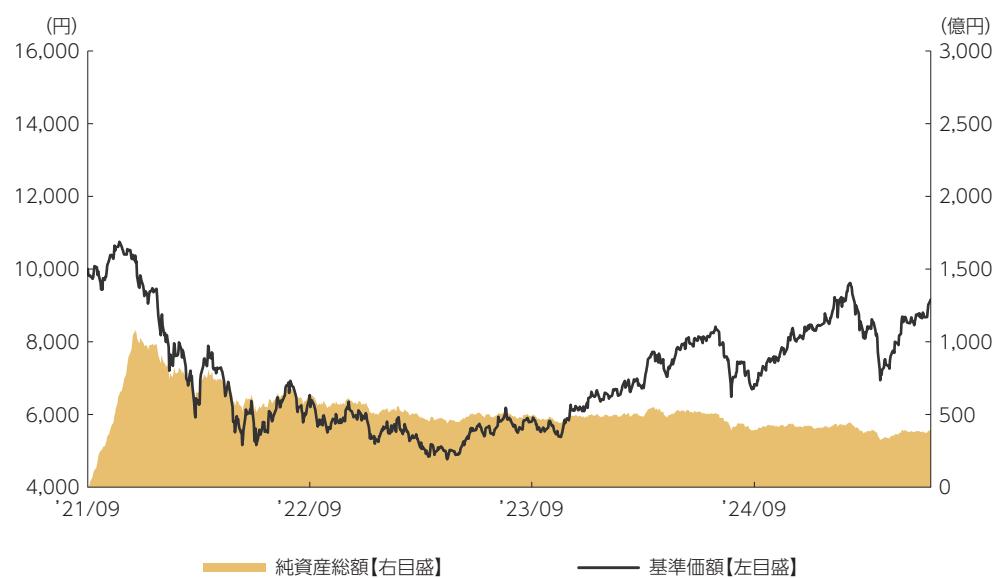
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2025年6月30日現在

■基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■主要な資産の状況

資産構成	比率
スコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシー	95.4%
コールローン他 (負債控除後)	4.6%
合計	100.0%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

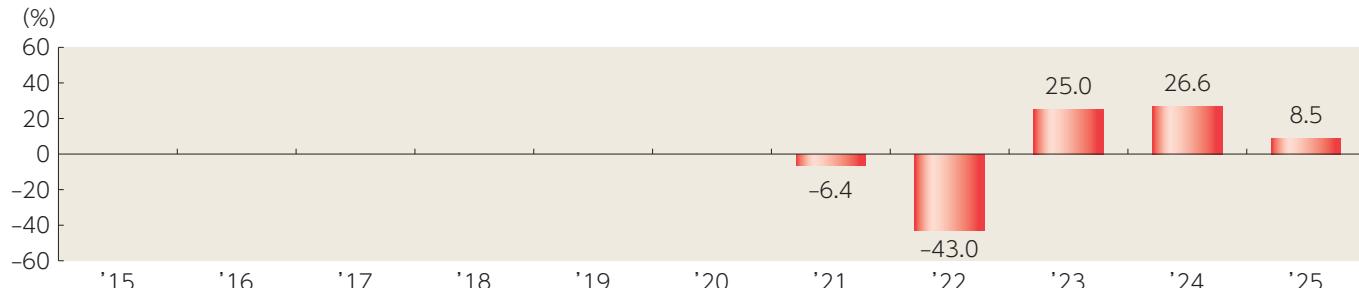
■スコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシーの運用状況(2025年5月30日現在)

組入上位10銘柄

銘柄	国・地域	業種	比率
1 Space Exploration Technologies	アメリカ	資本財・サービス	7.2%
2 MercadoLibre	ブラジル	一般消費財・サービス	6.6%
3 Amazon.com	アメリカ	一般消費財・サービス	5.1%
4 Meta Platforms	アメリカ	情報技術	4.7%
5 TSMC	台湾	情報技術	3.8%
6 ByteDance Ltd.	中国	情報技術	3.7%
7 Spotify	スウェーデン	一般消費財・サービス	3.7%
8 Ferrari	イタリア	一般消費財・サービス	3.0%
9 PDD Holdings	中国	情報技術	2.9%
10 ASML	オランダ	情報技術	2.8%

- ・比率はスコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシーの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)。
- ・ペイリー・ギフォード&カンパニーの資料(現地月末営業日基準)に基づき作成しています。
- ・スコティッシュ・モーゲージ・インベストメント・トラスト・ピーエルシーにおける資金借入れ等によって、純資産比率と異なる場合があります。
- ・国・地域、業種はペイリー・ギフォード&カンパニーの定義に基づいています。
- ・銘柄は発行体ベースで開示しています。

■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額で計算
- ・2021年は9月13日(設定日)から年末までの、2025年は年初から6月30日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して9営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2025年9月5日から2026年9月4日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
<p><購入のお申込み></p> <ul style="list-style-type: none">金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入のお申込みの受付を取消すことがあります。上記のほか、購入のお申込みを受けた場合で、ファンドにおいて実務上合理的に可能な範囲で投資対象証券の買付けを行ったとしても、当該購入のお申込みおよび以後行われることが見込まれる購入のお申込みを受付けると投資対象証券の組入比率を高位に維持することができないもしくは著しく困難となることが合理的に見込まれる場合、または、当該購入のお申込みおよび以後行われることが見込まれる購入のお申込みに関するファンドが行った買付けのうち全部または一部が成立しなかったことにより、これらの購入のお申込みを受付けると投資対象証券の組入比率を高位に維持することができないもしくは著しく困難となることが合理的に見込まれる場合には、当該組入比率を高位に維持するために必要な範囲において、かつ、受益者間の公平も考慮の上、購入のお申込みの受付を中止することおよび特に必要があると認められる場合にはすでに受付けた購入のお申込みの受付を取消すことがあります。下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することができます。 <p><換金のお申込み></p> <ul style="list-style-type: none">金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取消すことがあります。上記のほか、換金のお申込みを受けた場合で、ファンドにおいて実務上合理的に可能な範囲で投資対象証券の売却を行ったとしても、当該換金のお申込みおよび以後行われることが見込まれる換金のお申込みに係る換金代金の総額を賄うための金銭を調達することができないもしくは著しく困難となることが合理的に見込まれる場合、または、すでに受付けた換金のお申込みおよび以後行われることが見込まれる換金のお申込みに係る換金代金の総額を賄うためにファンドが行った売却取引のうち全部もしくは一部が成立しなかったことにより、換金代金に相当する金銭を調達することができないもしくは著しく困難となることが合理的に見込まれる場合には、不足することが見込まれる金額に応じ、また、受益者間の公平も考慮の上、換金のお申込みの受付を中止することおよび特に必要があると認められる場合にはすでに受付けた換金のお申込みの受付を取消すことがあります。		



手続・手数料等

信託期間	2031年6月5日まで(2021年9月13日設定)
繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、マザーファンドが投資対象とする外国投資証券が償還する場合、またマザーファンドが投資対象とする外国投資証券が上場廃止となる場合には繰上償還となります。
決算日	毎年6月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知られている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
購入時手数料	販売会社	購入価額に対して、 上限3.3% (税抜 3.0%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率1.353% (税抜 年率1.230%) をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>配分(税抜)</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>0.40%</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>0.80%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.03%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr> </tbody> </table>	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.40%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	0.80%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容										
委託会社	0.40%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等										
販売会社	0.80%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等										
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等										
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。												
マザーファンドの 投資対象とする 外国投資証券	マザーファンドの投資対象とする外国投資証券の純資産総額に対して、 年率0.30%以下 (運用費用) ※運用費用に加え、その他管理等の費用がかかります。 (運用費用(年率0.30%以下)とその他管理等の費用の合計 年率0.31% (2025年3月末現在))											
	実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して、 年率1.653%程度 (税抜 年率1.530%程度) ※マザーファンドの投資対象とする外国投資証券の運用にかかる費用を合わせた実質的な信託報酬率です。										

その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする外国投資証券における諸費用(借入にかかる費用を含む)および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
------------	---

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



手続・手数料等

Tax

¥

税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2025年6月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年6月6日～2025年6月5日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.70%	1.64%	0.06%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用の内訳は、投資先運用会社の判断に基づいたものです。

※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html